テュフ・ラインランド・ジャパン S マーク認証業務– 申請手続き及び表示について

1. TRJ S マーク認証制度について

- 電気製品、その他製品、及びそれら部品等の安全性について、テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社（以下、「TRJ」と記す。）が提供する第三者認証制度です。
- TRJ と申請者との「一般契約書」に基づく認証業務です。
- 申請製品の製造・輸入・販売等の事業を行い、第三者認証制度の活用を希望される事業者へ意図した業務です。
- 型式試験 注) 及び工場検査による製品認証制度です。
- は、テュフ・ラインランドの登録商標です。

注 1：ここで記述の「型式試験」の「型式」とは、設計・構造等に基づき製品個々を識別するモデル名等であり、例えば、電気用品安全法の「型式の区分」の「型式」ではありません。以下、同じ。

注 2：TRJ S-mark を用いたテュフ ラインランド独自の当認証制度は、電気製品認証協議会（SCEA）推奨の SCEA S マーク制度との関連はございません。SCEA 推奨の S マークは、一般財団法人 電気安全環境研究所 および 一般財団法人 日本品質保証機構 の共同登録商標です。

2. TRJ S マーク認証に基づく表示について

TRJ が運用する TRJ S マーク認証制度の下、申請に基づき TRJ が適合性評価を行い適用基準への適合を確認した後、証明書を発行します。申請者である証明書保有者（証明書において「ライセンス保有者」と記載）は、TRJ 発行の証明書に基づき下記 TRJ S マーク認証表示を認証製品へ行うことができます。尚、TRJ S マーク認証制度のご利用に際しては、TRJ との「一般契約書」の締結が必要であり、証明書保有者による TRJ S マーク認証表示は、その契約に基づくものです。仔細契約内容は、「試験および認証規則」、及び「一般取引条件」を参照下さい。

本表示は、該当製品が第三者機関である TRJ による適合性評価を受けたものであることを他者へ説明することを容易にします。また、TRJ が提供する「Certipedia」注)インターネットサービスで、証明書保有者、適用基準、該当製品、関連情報等の認証情報を検索可能ですので、顧客等との商談の際に「Certipedia」にアクセスし認証状況を一緒に確認することで販促用ツールとしてご利用頂けます。但し、証明書保有者などの事業に影響する特別な理由がある場合、該当情報を「Certipedia」にて提供しない場合があります。

表示に際しての寸法・色等の指定はありません。認識できるものであれば問題ありません。

注： https://www.certipedia.com/にてご確認下さい。

TRJ S マーク認証表示：

3. 認証対象製品

TRJ S マーク認証制度の認証対象製品は、家庭用、業務用、産業用、その他の電気・電子製品並びに電気・電子部品、更に、電気･電子製品以外の TRJ が認証を行うことが可能と判断したものを対象としますが、以下の場合を除きます。尚、対象製品を、以下において電気製品等と記します。

- 特定法令に基づく特定認証対象電気製品等。但し、強制認証制度との混乱・混同を生じることなく、証明書並びにマークの使用が適切に行えると判断した場合、認証を行います。
- 製品仕様等により適合性評価実施が困難な電気製品等。
- 認証が適切でない電気製品等。

４. 申請及び手続き

申請書については、特定様式を規定していません。TRJ が管理上必要とする内容を含む申請の旨の文書を署名（或いは捺印）し、ご提出頂ければ結構です。また、TRJ が管理上必要な事項を考慮し作成、提供の申請書書式の利用も可能です。
https://www.tuv.com/japan/jp/about-us/download-document/に業務に応じた書式があります。尚、代理人を通じ申請される場合、申請者作成の代理申請の旨を記した文書をご提出下さい。

手続きについては、その概要を本文書添付（添付１：認証手続き）に記載しています。

５. 型式試験

a) 適用基準

型式試験に適用する基準は、電気用品安全法指定の電気用品の場合、「電気用品の技術上の基準を定める省令」の適用を原則とし、必要と判断する場合、追加の基準・規格等を追加適用します。他法令に関わる製品の場合も、その関係法令基準を優先します。一方、電気用品安全法等特定法令による指定のない電気製品等の場合、申請製品に適切と考えられる基準・規格を選択し、必要な場合、複数規格を適用します。この場合、国内状況等考慮し、TRJ が最も適切と考える基準・規格を優先します。例えば、現行法令基準、JIS 規格等です。

b) 試験場所

試験は、TRJ の試験所、申請者の試験所、又は、TRJ 或いは申請者指定の試験所の何れでも実施可能です。但し、TRJ 以外の試験所の場合、試験を実施する上での条件等ありますので、申請の際ご相談下さい。尚、TRJ の試験所での試験を行うに際し、特定試験の一部を外部へ下請負いする場合があります。その場合、事前に申請者へご案内し、ご了解の後下請負いします。

c) 提出品等

試験に際しては、回路図、部品表、部品の認証書、取扱い説明書、定格ラベル、その他基準適合確認に必要な資料、並びに、試験品等をご提出頂きます。ご提出頂くものについては対象製品、構造、その他により異なります。初めて申請される場合、事前に担当者へご相談下さい。

d) IECEE CB 証明書及び報告書の取り扱い

IECEE CB 証明書及び報告書を添付し申請される場合であって、活用が可能な場合、それらを受領し適合性評価に活用します。但し、提出のあった証明書及び報告書に疑義或いは未確認事項等ある場合、その部分についての確認を TRJ で実施します。

尚、IECEE CB 証明書及び報告書以外の文書については、TRJ が管理上要求するものをご提出下さい。詳細は、担当者へご確認下さい。

６. 工場検査

工場検査は、認証対象製品が適切な管理の下、製造・出荷されることの確認を目的としています。工場検査には、初回検査と定期検査があります。初回検査は、認証対象製品製造工場が TRJ の工場登録を受けていない場合、認証対象製品の製造工場として登録を行うために実施する検査です。工場登録は、申請者（証明書保有者）との組み合わせにおいて管理しております。一方、登録後定期的に実施する検査が定期検査です。定期検査は、通常、1 年に 1 回ですが、過去の検査結果及び認証対象製品の特質を考慮し、より短い或いは長い期間の設定があります。検査は、認証製品の安全性確保に関わる事項についての検査であり、組織、管理システム、要員、工場で実施される試験・検査、認証製品との同一性等諸事項を確認します。安全性に係わる社告・リコール等行われた製品については、その改善内容・実施状況も確認することとなります。また、工場で実施の試験・検査等の条件は、型式試験に適用した基準・規格を基礎として検査します。

尚、TRJ が提供する他の認証制度（GS、TUV、その他の工場検査を伴う認証制度に限る）を既にご利用中であり、当該工場が申請者に関わる工場登録を受けている場合、新たな認証に関わる初回検査は実施せず、TRJ S マーク認証製品に関わる工場検査は、他認証に関わる検査と同時に定期検査として実施します。

７. 認証に関わる費用

費用は、証明書を発行するまでのプロジェクト費用と証明書発行後の認証維持の為のライセンス年間維持費用から構成されます。概要は以下の通りです。

プロジェクト費用には試験費用、証明書発行費用等が含まれます。また、認証された製品に変更が生じる場合、適用基準の改正等に伴い基準更新が必要となる場合（TRJ から証明書保有者に事前に通知）、認証に影響するその他変更がある場合は、追加申請が必要であり、別途プロジェクト費用が必要となります。

ライセンス年間維持費用には試験マーク使用料（ユニット数を基に計算）、工場登録料及び工場検査費用が含まれ、証明書を維持される間、毎年発生する費用です。尚、証明書の取り消しをその年の 11 月 15 日までに書面にて通知頂いた場合、翌年分のライセンス年間維持費用は発生しません。

見積書、その他料金に関わる事項については、担当者へご確認下さい。

８. その他

添付文書を含む本文書は、「一般契約書」に関わり TRJ S マーク認証運用上の補足文書として取り扱います。

９. 問合せ先

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
カスタマーサービスセンター
E-mail info@jpn.tuv.com

テュフ・ラインランド・ジャパンのホームページ： http://www.tuv.com/jp/japan/home_4.jsp
経由にてお問い合わせ頂くこともできます。

添付１： 認証手続き

添付１：　認証手続き

以下に、手続きの概要を示します。 (1/1)

注記：
諸費用等は TRJ の料金規定によりますが、詳細については当社担当へご確認下さい。